令和７年12月定例会
議案調査資料（12/９）
総務部

令和７年人事院及び福島県人事委員会勧告に基づく給与改定の概要

1　本年の（国）人事院 及び 福島県人事委員会勧告

8/7　**人事院勧告**　月例給引上げ。一般職の期末・勤勉手当を計0.05月分引上げ。（年間4.60月→4.65月）
10/10 **県人事委員会勧告**　月例給引上げ。一般職の期末・勤勉手当を計0.05月分引上げ。（年間4.60月→4.65月）

2　一般職に係る給与改定

（1）　給料表（令和７年４月１日から適用）

若年層に重点を置いた改定を行うとともに、その他の職員についても引上げ改定。※他の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定。
（例：大卒初任給１級29号給　230,300円→242,500円（12,200円の増））

（2）　期末・勤勉手当（令和７年12月期から適用）

下表のとおり、支給月数を改定する。

職員の区分	手当	６月期支給月数		12月期支給月数		年間支給月数		年間の引上げ月数
		R７	R８～	R７	R8	R７	R８～	
一般職員 会計年度任用職員	期末	1.250	1.250→1.2625	1.250→1.275	1.275→1.2625	4.60→4.65	4.65	**+0.05月**
	勤勉	1.050	1.050→1.0625	1.050→1.075	1.075→1.0625			
特定幹部職員 （部次長級以上）	期末	1.050	1.050→1.0625	1.050→1.075	1.075→1.0625	4.60→4.65	4.65	**+0.05月**
	勤勉	1.250	1.250→1.2625	1.250→1.275	1.275→1.2625			
定年前再任用短時間 勤務職員	期末	0.700	0.700→0.7125	0.700→0.725	0.725→0.7125	2.40→2.45	2.45	**+0.05月**
	勤勉	0.500	0.500→0.5125	0.500→0.525	0.525→0.5125			
特定任期付職員	期末	0.950	0.950→0.9625	0.950→0.975	0.975→0.9625	3.65→3.70	3.70	**+0.05月**
	勤勉	0.875	0.875→0.8875	0.875→0.900	0.900→0.8875			

3　議員及び市長等特別職に係る給与改定

下表のとおり、福島県の特別職等に準拠し、期末手当の支給月数を改定する。

職員の区分	手当	6月期支給月数		12月期支給月数		年間支給月数		年間の引上げ月数
		R７	R８～	R７	R８～	R７	R８～	
議員及び特別職	期末	1.725	1.725→1.750	1.725→1.775	1.775→1.750	3.45→3.50	3.50	**+0.05月**

4　非常勤特別職の報酬に関する改正

国の非常勤特別職の支給限度額の改定に合わせ、本市の非常勤特別職の支給限度額を改定するとともに所要の改正を行う。

5　改定に伴う補正額（上下水道局所管分を除く）

７億1,297万２千円　（上下水道局所管分を含む補正額は、７億7,173万円）

6　提出議案

・議案第207号　郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
・議案第208号　郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
・議案第209号　郡山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
・議案第210号　郡山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
・議案第213号　郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
・議案第214号　郡山市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
・関連補正予算案

（参考）給与改定による市長等特別職・議員影響額及び職員モデル給与例

■市長等・議員

（単位：円）

	改定前				改定後				年間総額の差
	報酬月額	期末手当年額	年間支給月数	年間総額	報酬月額	期末手当年額	年間支給月数	年間総額	
市長	1,057,000	4,375,980	3.45	17,059,980	1,057,000	4,439,400	3.50	17,123,400	**63,420**
副市長	888,000	3,676,320	3.45	14,332,320	888,000	3,729,600	3.50	14,385,600	**53,280**
教育長	760,000	3,146,400	3.45	12,266,400	760,000	3,192,000	3.50	12,312,000	**45,600**
上下水道事業管理者	760,000	3,146,400	3.45	12,266,400	760,000	3,192,000	3.50	12,312,000	**45,600**
常勤の監査委員	665,000	2,753,100	3.45	10,733,100	665,000	2,793,000	3.50	10,773,000	**39,900**
議長	685,000	2,835,900	3.45	11,055,900	685,000	2,877,000	3.50	11,097,000	**41,100**
副議長	638,000	2,641,320	3.45	10,297,320	638,000	2,679,600	3.50	10,335,600	**38,280**
議員	600,000	2,484,000	3.45	9,684,000	600,000	2,520,000	3.50	9,720,000	**36,000**

※在職期間により実支給額と異なる場合があります。

※期末手当 ＝ （月額＋（役職加算：月額×0.2））×支給率（支給月数）

■職員モデル給与例（一般行政職）

（単位：円）

基本情報			改定前				改定後				年額給与の差
職務段階	職務の級	年　齢	月額給与	期末勤勉手当年額	年間支給月数	年額給与	月額給与	期末勤勉手当年額	年間支給月数	年額給与	
部　　長	行政職８級	58歳	571,400	2,621,448	4.60	9,478,248	584,800	2,724,714	4.65	9,742,314	**264,066**
課　　長	行政職６級	53歳	483,700	2,215,452	4.60	8,019,852	495,100	2,300,494	4.65	8,241,694	**221,842**
係　　長	行政職４級	45歳	379,800	1,834,432	4.60	6,392,032	390,500	1,906,616	4.65	6,592,616	**200,584**
主　　査	行政職３級	33歳	295,100	1,425,330	4.60	4,966,530	305,900	1,493,556	4.65	5,164,356	**197,826**
主　　事	行政職１級	22歳 大卒初任給(1級29号)	230,300	688,596	4.60	3,452,196	242,500	737,198	4.65	3,647,198	**195,002**
主　　事	行政職１級	18歳 高卒初任給(1級9号)	198,000	592,020	4.60	2,968,020	210,600	640,224	4.65	3,167,424	**199,404**

主事（22歳）、主事（18歳）の期末勤勉手当年額については、新規採用職員として在職期間に応じた支給率（６月期は100分の30）で算出

基本情報			改定前				改定後				年額給与の差
職員区分	職務の級	年　齢	月額給与	期末勤勉手当年額	年間支給月数	年額給与	月額給与	期末勤勉手当年額	年間支給月数	年額給与	
フルタイム再任用	行政職３級	64歳	265,900	670,066	2.40	3,860,866	275,600	708,980	2.45	4,016,180	**155,314**
短時間再任用	行政職３級	61歳	212,720	536,054	2.40	3,088,694	220,480	567,184	2.45	3,212,944	**124,250**
フルタイム 会計年度任用職員	行政職１級	22歳 保育士（１級13号）	213,800	983,480	4.60	3,549,080	226,300	1,052,294	4.65	3,767,894	**218,814**
パートタイム 会計年度任用職員	行政職１級	25歳 事務職（１級9号）	148,180	681,628	4.60	2,459,788	157,610	732,886	4.65	2,624,206	**164,418**

職員モデル給与例の月額給与及び年額給与には、給料、管理職手当を基礎に算出（フルタイム会計年度任用職員（保育士）は給料の調整額を加算）

職務段階及び職務の給に該当する職員のうち、平均に近い職員をモデルに採用